

## 行っ得！長崎のしまクーポン券Q&A

**Q1. 行っ得！長崎のしまクーポン券（以下、「クーポン券」という。）とは何ですか？**

A1. 交付要件を満たされた方からの申請により交付するクーポン券です。クーポン券を取得すること自体に金銭を伴うものではありません。

項 目	内 容
クーポン券の 交付対象者	<p>①又は②いずれかを利用して、令和3年4月1日から令和4年2月28日の間に、長崎県内の国境離島地域（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町）に1泊以上滞在する者</p> <p>①長崎しま旅 募集型企画旅行商品（フリープラン） ②長崎しま旅「わくわく乗船券」</p> <p>※小人であっても、①又は②の利用者に該当する場合は、クーポン券の交付対象者となります。</p> <p>※観光客を対象とした取組であるため、島民（対象市町内に居住し、住民登録をしている方）は交付対象外です。また、国境離島交付金を活用しているため、国境離島島民運賃割引カードの利用者も交付対象外です。</p> <p>※①の利用にあたりましては、旅行会社の販売する旅行商品に追加しての宿泊（自己手配による宿泊分等）は、クーポン券の交付対象となりません。</p> <p>例）旅行商品としては、4/1 出発の1泊2日（4/1 の宿泊） 旅行商品の復路を4/2 より4/4 に延長して、4/2、3の宿泊を自己手配した場合、クーポン券は自己手配の4/2、3については発行されません。4/1 の1泊分のみが交付の対象となります。</p> <p>4/1 本土→離島。宿泊（旅行商品に付いている宿泊） 4/2 自己手配による宿泊 4/3 自己手配による宿泊 4/4 離島→本土</p> <p>※<u>本土～離島間の通常の往復乗船券を購入するなど、「しま旅旅行商品」フリープラン又は「わくわく乗船券」を購入せずして来島された場合は、クーポン券の交付対象外となります。</u></p> <p>※「わくわく乗船券」については、本土側の発地でしか購入できません。目的地である離島や船内等で購入できませんので、ご注意ください。</p>
クーポン券の 交付申請受付	令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで

期間	<p>※クーポン券は予算上限に達し次第、受付期間内であっても、その交付を終了します。</p> <p>※クーポン券の交付申請は、本土から離島への往路利用日を含む4日以内に行ってください。それを過ぎてからの交付申請の受付は行いません。</p>
クーポン券の交付内容	<p>対象となる離島において、1人1泊当たり、クーポン券1冊を交付（最大3冊まで）</p> <p>※クーポン券は、1冊につき1,000円額面の5枚綴（5,000円分）</p>
クーポン券の取扱加盟店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クーポン券は、長崎県の国境離島地域内で以下のサービスを提供し、クーポン券取扱加盟店の登録を行っている店舗でのみ利用可能です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①宿泊施設：ホテル・旅館・民宿など</li> <li>②飲食店：料亭・食堂・居酒屋など</li> <li>③交通事業者：バス・タクシー・レンタカーなど</li> </ul> </li> <li>・クーポン券の取扱加盟店は、長崎県観光連盟のホームページ「ながさき旅ネット」内に掲載していますので、最新情報をご確認ください。</li> <li>・クーポン券取扱加盟店には「のぼり旗」を掲出しています。</li> </ul>
クーポン券の利用にあたっての注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クーポン券の利用に対して、お釣りは出ません。逆にクーポン券の券面金額で不足する場合は、現金等を追加してお支払いください。</li> <li>・宿泊予約サイト及び旅行会社経由で予約した当該クーポン券取扱店舗での宿泊予約の場合は、現地精算でのみクーポン券の利用が可能です。（飲食店、交通サービスについても、現地精算でのみ利用が可能です。）</li> <li>・クーポン券取扱加盟店であっても、宿泊、飲食、交通のサービス以外にクーポン券は利用できません。具体的には不動産、金融商品、土産品、日常生活用品、商品券、プリペイドカード等の換金性が高いもの、国税、地方税及び使用料などの公租公課、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務などは対象となりません。詳しくは、長崎県観光連盟にお問い合わせください。</li> <li>・クーポン券を利用する前に冊子から切り離してしまった場合は、クーポン券の裏面に記載しているとおり、無効となります。</li> <li>・クーポン券は、クーポン券の交付を受けた地域と異なる市町では利用することができません。  （例）「わくわく乗船券（長崎港～福江港往復）」の利用の場合、クーポン券は五島市で交付されるため、五島市以外で当該クーポン券を利用することはできません。</li> </ul>

クーポン券の使用期限	<p>クーポン券の使用期間は、発券日を含めて4日間又は令和4年2月28日のうちどちらか早い日まで。</p> <p>※使用期限を過ぎたクーポン券は利用することができません。          ※使い切れなかったクーポン券はお客様において処分してください。なお、未使用クーポン券の換金等はいりません。          ※クーポン券の換金や譲渡、転売などは不正行為にあたりますので、行わないでください。</p>
クーポン券の交付総数	<p>約 55,800 冊（人泊分）</p> <p>※クーポン券は交付する6市町毎に、予算上限に達し次第、その交付を終了します。          （参考）クーポン券の名称</p> <p>対馬市：行っ得！つしまクーポン券          壱岐市：行っ得！壱岐クーポン券          五島市：行っ得！五島クーポン券          新上五島町：行っ得！新上五島クーポン券          小値賀町：行っ得！小値賀クーポン券          佐世保市宇久町：行っ得！宇久クーポン券</p>

**Q2. クーポン券の交付申請はどこで行うのですか？**

A2. 交付申請は以下の交付窓口において受け付けています。

なお、今回の事業においては、限られた予算をクーポン券に充てるため、交付窓口の営業時間を以下のとおりとしています。営業時間終了後に来島した方は、事業目的をご理解のうえ、翌日の営業時間内に交付申請をお願いします。

目的地	交付窓口	住所	営業時間	連絡先
対馬市	観光情報館ふれあい処つしま	厳原町今屋敷 672-1	9:00~18:00	0920-52-1566
	対馬空港ターミナル2階売店	美津島町雞知乙 440	8:00~19:00	
	比田勝港国際ターミナル1階 観光案内所	上対馬町比田勝 958-16	9:00~18:00	0920-86-4838
壱岐市	郷ノ浦港観光案内所	郷ノ浦町郷ノ浦 281-24	9:00~17:30	0920-47-2345
	芦辺港フェリーターミナル1階 観光案内所	芦辺町箱崎中山舳 2575-22	9:00~17:30	0920-45-2833
	印通寺港フェリーターミナル1階 観光案内所	石田町印通寺浦 196-20	9:00~17:30	0920-44-5401
五島市	福江港ターミナル1階 五島市観光協会 売店	東浜町2-3-1	8:30~17:00	0959-72-2963

新上五島町	有川港ターミナル1階 観光案内所	有川郷 578-48	8:30~17:00	0959-42-3236
	奈良尾港ターミナル1階 観光案内所	奈良尾郷 728-49	8:00~17:00	0959-44-0944
	鯛ノ浦港ターミナル内	鯛ノ浦郷 209-1	鯛ノ浦港に到着する定期便の利用者のみの交付対応となります。交付時間は、船到着後1時間（最終便は同30分）	0959-42-3939
小値賀町	小値賀港ターミナル1階 総合案内所	笛吹郷 2791-13	6:30~18:00	0959-56-2646（9~18時）
佐世保市 宇久町	宇久平港ターミナル1階 観光案内所	宇久町平 2524-23	8:30~17:30	0959-57-3935

**Q3. クーポン券の交付申請はどのように行うのですか？**

A3. クーポン券の交付窓口で交付申請を受け付けています。それぞれ商品によって取扱が若干異なるため、その具体的な取扱は次のとおりです。

交付を受けたクーポン券については、交付冊数に誤りがないかどうかをその場ですぐにご確認ください。交付後にクーポン券の追加交付は行いません。

1) 長崎しま旅 募集型企画旅行商品（フリープラン）の購入者

- 対象の旅行商品を購入した際に、航路又は航空路チケットや旅行に関する取引条件説明書面等と一緒にクーポン券の「引換券」と「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」が旅行会社から渡されます。旅行前に必要事項をご記入ください。
- 島に到着後、交付窓口で「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」と「引換券」を提出し申請してください。
- 申請時に、交付対象者分の復路の航路又は航空路チケット、身分証明書（代表者のみ）を提示いただき、確認を受けてください。

以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

2) 「わくわく乗船券（体験クーポン付き往復乗船券）」の購入者

- 各航路の乗船券販売窓口（長崎港、佐世保港、博多港、唐津東港）で「わくわく乗船券」を購入してください。

※「わくわく乗船券」には、①クーポン券の「引換券」付きと、②クーポン券の「引換券」なしがあります。①は先着順で販売（事前予約不可。販売枚数に上限があります。）します。販売する際、「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」を販売窓口にてお渡ししますので、クーポン券の交付申請前に

必要事項をご記入ください。なお、「引換券」はクーポン券の交付申請を行うまで「わくわく乗船券」から離さずにお持ちください。

※クーポン券は予算上限に達し次第、その交付を終了します。「わくわく乗船券」の購入及びクーポン券の「引換券」をもって、クーポン券の交付をお約束するものではありません。

- ・島に到着後、交付窓口で「行っ得！長崎のしまクーポン券交付申請書兼同意書」と「引換券」を提出し申請してください。
- ・申請時に、交付対象者分の「わくわく乗船券」の冊子・復路の航路チケット、身分証明書（代表者のみ）を提示いただき、確認を受けてください。

以上の確認がとれましたらクーポン券を交付します。

**Q4. 電話やインターネットなどでクーポン券の交付申請はできますか？**

A4. できません。交付窓口での申請者の復路行程や宿泊、本人確認などの手続きが必要のため、必ず交付窓口にて申請のうえ交付を受けてください。

**Q5. クーポン券の交付申請は代理でも可能ですか？**

A5. 旅行者ご本人の交通チケットや宿泊等の状況を確認させていただくため、代理での申請交付はできません。ただし、家族などグループ旅行の場合は、代表者がまとめて申請することは可能です。

**Q6. クーポン券の事前予約はできますか？**

A6. 事前予約はできません。

なお、交付の要件である「しま旅旅行商品」など体験付きの商品を購入した者であれば申請交付を行うことができますが、それらを購入した者であっても、クーポン券の予算上限に達した場合は、クーポン券の交付は終了となりますので、ご了承ください。

※「わくわく乗船券」の購入をもって、クーポン券の交付をお約束するものではありません。

**Q7. 島での滞在を延長する場合、クーポン券の追加交付は可能ですか？**

A7. クーポン券の交付申請は1回の来島につき1回のみ受け付けますので、自己都合や船の欠航等に関係なく、クーポン券の追加交付は行いません。

**Q8. クーポン券は、お土産品や体験プログラムに利用できますか？**

A8. 宿泊、飲食、交通のサービス以外にクーポン券は利用できません。

**Q9. クーポン券の転売や譲渡はできますか？**

A9. クーポン券は旅行者ご本人の申請に基づき交付するものです。他人への転売や譲渡は一切できません。また、現金と引き換えることもできません。

Q10. クーポン券の盗難や紛失等について何らかの保証はありますか？

A10. クーポン券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者（長崎県観光連盟）は一切の責を負いません。

Q11. クーポン券が汚損した場合の取扱はどうなりますか？

A11. クーポン券面の面積が5分の4以上であれば利用することは可能です。1枚であることが確認できないものは利用することができませんので、ご注意ください。

Q12. 偽造と疑わしきクーポン券の利用があった場合の加盟店の取扱は？

A12. 明らかな偽造クーポンであれば加盟店は受領することができません。加盟店においては受領することなく、長崎県観光連盟へ報告してください。

Q13. わくわく乗船券を利用して深夜便で来島する場合、クーポン券の交付冊数はどうなりますか？

A13. 以下の定期便を利用して来島する場合、クーポン券交付は以下の例に沿って行います。（出発時間は3月時点。変更の可能性あり。）

<定期便>

- ①九州郵船 00時05分博多発→同日2時15分壱岐（芦辺）着
- ②九州郵船 00時05分博多発→同日4時45分対馬（巖原）着
- ③九州郵船 22時30分博多発→翌日4時20分対馬（比田勝）着
- ④野母商船 23時45分博多発→翌日着（宇久、小値賀、青方）

<クーポン券交付>

①又は②の利用者

例：往路乗船日4/1、復路乗船日4/3の場合

→島での宿泊は4/1、2の2泊として扱います（クーポン券2冊）

③又は④の利用者

例：往路乗船日4/1、復路乗船日4/3の場合

→島での宿泊は4/2の1泊して扱います（クーポン券1冊）

※「わくわく乗船券」の表面に押印している日付は乗船券の発券日（往路乗船日）です。

<GoToキャンペーン関連>

Q14. 国のGoToキャンペーンの地域共通クーポン券との併用はできますか？

A14. 併用は可能です。観光庁が公開している GoTo トラベル事業に関する「よくあるご質問」では、GoTo キャンペーンと地方公共団体が独自に展開するキャンペーンの事業実施期間が重なる場合、国としては併用を妨げるものではないとの見解が示されています。

**Q15. 国の GoTo キャンペーンの概要は？**

A15. 国内旅行を対象に宿泊、日帰り旅行代金の 1/2 に相当する額を支援するもので、1 人 1 泊当たり 2 万円が上限（日帰り旅行は 1 万円）となっています。

支援額のうち、7 割程度は旅行代金の割引に、3 割程度は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

旅行会社が販売する宿泊と交通がパッケージとなる旅行商品が割引支援の対象となりますが、利用者が直接、宿泊施設に予約する（個人手配）場合の宿泊料金も割引支援の対象となります。

**Q16. 国の「GoTo キャンペーン」との併用する場合、「しま旅旅行商品」や「わくわく乗船券」はどのように割引されますか？**

A16. 国の GoTo キャンペーンの対象となっている「しま旅旅行商品」の場合は、旅行代金の 1/2 相当額の支援があり、うち 7 割が旅行代金の割引、3 割相当の地域共通クーポンが付与されるものと考えられます。

「わくわく乗船券」の場合は、離島地域への乗船券が個人で手配する交通にあたるため、割引対象外となります。ただし、別途個人で手配する宿泊料金の 1/2 相当額が割引支援の対象となるものと考えられます。